

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第3区分

【発行日】平成17年9月8日(2005.9.8)

【公開番号】特開2003-108496(P2003-108496A)

【公開日】平成15年4月11日(2003.4.11)

【出願番号】特願2001-304676(P2001-304676)

【国際特許分類第7版】

G 06 F 13/00

G 06 K 7/00

H 04 N 1/00

【F I】

G 06 F 13/00 6 2 5

G 06 K 7/00 U

H 04 N 1/00 1 0 7 Z

【手続補正書】

【提出日】平成17年3月16日(2005.3.16)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】特許請求の範囲

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

送信すべき原稿の画像データを読み取る読み取り手段と、

トレイにセットされた送信すべき原稿を前記読み取り手段へ1枚づつ順次的に送給する原稿送給手段と、

前記読み取り手段が読み取った原稿の画像データをネットワークを介して送信可能なデータに変換する変換手段と、

該変換手段が変換したデータを電子メールの添付ファイルとしてネットワークを介して送信する送信手段と

を備えた画像送信装置であって、

前記原稿送給手段に複数回にわたってセットされた各原稿の束の各ページの画像データを前記読み取り手段が読み取り、前記変換手段がネットワークを介して送信可能なデータに変換し、前記各ページの画像データを1回の送信操作でネットワークを介して前記送信手段が同一の送信相手へ送信すべくなしてあることを特徴とする画像送信装置。

【請求項2】

前記変換手段は、前記原稿送給手段に複数回にわたってセットされた原稿の束の各ページの画像データを複数のファイルに分割する場合に、前記読み取り手段が読み取った原稿の画像データを1ページ分又は複数ページ分の画像データでそれぞれ構成される複数のファイルに分割して変換すべくなしてあることを特徴とする請求項1に記載の画像送信装置。

【請求項3】

送信すべき原稿の画像データを読み取る読み取り手段と、

該読み取り手段が読み取った原稿の画像データをネットワークを介して送信可能なデータに変換する変換手段と、

該変換手段が変換したデータを電子メールの添付ファイルとしてネットワークを介して送信する送信手段と

を備えた画像送信装置であって、

送信すべき複数ページの原稿を前記読み取り手段が読み取った複数ページ分の原稿の画像データを1ページ分または複数ページ分の画像データでそれぞれ構成される複数のファイルに分割し、これらの複数のファイルを1回の送信操作でネットワークを介して前記送信手段が送信すべくなしてあることを特徴とする画像送信装置。

【請求項4】

前記読み取り手段が1ファイルとして送信されるべき一連の原稿の画像データを読み取った時点で、別ファイルとして送信すべき原稿の有無の指示を受け付ける指示受け付け手段と、

前記指示受け付け手段が別ファイルとして送信すべき原稿が有ることを受け付けた場合は、前記読み取り手段により再度原稿を読み取り、この原稿の画像データを先に読み取った原稿の画像データとは別のファイルとしてファイル化するファイル化手段と

を備え、

前記指示受け付け手段が別ファイルとして送信すべき原稿が無いことを受け付けた場合は前記ファイル化手段がそれまでにファイル化した各ファイルを前記送信手段が送信すべくなしてあること

を特徴とする請求項3に記載の画像送信装置。

【請求項5】

1ファイルにファイル化されるべき原稿の設定枚数を受け付ける設定枚数受け付け手段を備え、

前記読み取り手段が前記設定枚数受け付け手段が受け付けた設定枚数の原稿の画像データを読み取る都度、それらの原稿の画像データを前記ファイル化手段がそれぞれ1ファイルとしてファイル化するようにしてあることを特徴とする請求項3に記載の画像送信装置。

【請求項6】

1ファイルにファイル化されるべき原稿の設定枚数を複数受け付ける設定枚数受け付け手段を備え、

前記設定枚数受け付け手段が受け付けた複数の設定枚数の順にそれぞれに設定された枚数の原稿の画像データごとに前記ファイル化手段がそれぞれ1ファイルとしてファイル化するようにしてあることを特徴とする請求項3に記載の画像送信装置。

【請求項7】

送信すべき原稿を前記読み取り手段へ送給する自動原稿送り装置と、

1ファイルにファイル化する画像データの原稿の枚数が前記設定枚数受け付け手段により受け付けられた設定枚数よりも少ない場合に、不足している枚数の原稿のセットを要求する報知を行なう報知手段と

を備えたことを特徴とする請求項5または6に記載の画像送信装置。

【請求項8】

送信すべき原稿を前記読み取り手段へ送給する自動原稿送り装置を備え、

前記ファイル化手段は、1ファイルにファイル化する画像データの原稿の枚数が前記設定枚数受け付け手段により受け付けられた設定枚数よりも少ない場合に、設定枚数よりも少ない原稿の枚数で1ファイルにファイル化するようにしてあることを特徴とする請求項5または6に記載の画像送信装置。

【請求項9】

送信すべき原稿を前記読み取り手段へ送給する自動原稿送り装置を備え、

前記ファイル化手段は、1ファイルにファイル化する画像データの原稿の枚数が前記設定枚数受け付け手段により受け付けられた設定枚数よりも少ない場合に、設定枚数よりも少ない枚数の原稿を廃棄するようにしてあることを特徴とする請求項5または6に記載の画像送信装置。

【請求項10】

送信すべき原稿を前記読み取り手段へ送給する自動原稿送り装置と、

前記読み取り手段へ送給される複数の原稿中に別個のファイルにファイル化したい原稿

間に挿入されるセパレータが存在するか否かを検出するセパレータ検出手段とを備え、

前記ファイル化手段は、前記セパレータ検出手段がセパレータを検出した場合に、その前後の原稿の画像データを別個のファイルにファイル化するようにしてあることを特徴とする請求項3に記載の画像送信装置。

【請求項11】

前記セパレータは、所定のバーコードが表示された原稿であることを特徴とする請求項10に記載の画像送信装置。

【請求項12】

前記セパレータは、その前後の原稿を別のファイルにファイル化すべきである旨を表わす文字情報が記載された原稿であることを特徴とする請求項10に記載の画像送信装置。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0010

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0010】

【課題を解決するための手段】

本発明に係る画像送信装置は、送信すべき原稿の画像データを読み取る読み取り手段と、トレイにセットされた送信すべき原稿を前記読み取り手段へ1枚づつ順次的に送給する原稿送給手段と、前記読み取り手段が読み取った原稿の画像データをネットワークを介して送信可能なデータに変換する変換手段と、該変換手段が変換したデータを電子メールの添付ファイルとしてネットワークを介して送信する送信手段とを備えた画像送信装置であって、前記原稿送給手段に複数回にわたってセットされた各原稿の束の各ページの画像データを前記読み取り手段が読み取り、前記変換手段がネットワークを介して送信可能なデータに変換し、前記各ページの画像データを1回の送信操作でネットワークを介して前記送信手段が同一の送信相手へ送信すべくなしてあることを特徴とする。

また本発明に係る画像送信装置は上記の発明において、前記変換手段は、前記原稿送給手段に複数回にわたってセットされた原稿の束の各ページの画像データを複数のファイルに分割する場合に、前記読み取り手段が読み取った原稿の画像データを1ページ分又は複数ページ分の画像データでそれぞれ構成される複数のファイルに分割して変換すべくなしてあることを特徴とする。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0011

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0011】

このような本発明の画像送信装置では、送信すべき複数ページの原稿の束が原稿送給手段に複数回にわたってセットされた場合にも、それらの原稿の束の各ページが読み取り手段により順次的に読み取られ、これらの複数のページの原稿の画像データが1回の送信操作でネットワークを介して送信手段により同一の送信相手へ送信される。

また本発明に係る画像送信装置では上記の発明において、読み取り手段が読み取った各原稿の束の各ページの原稿データが必要に応じて1ページ又は複数ページ分の画像データのファイルに分割されて送信される。

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0012

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0012】

本発明に係る画像送信装置は、送信すべき原稿の画像データを読み取る読み取り手段と、該読み取り手段が読み取った原稿の画像データをネットワークを介して送信可能なデータに変換する変換手段と、該変換手段が変換したデータを電子メールの添付ファイルとしてネットワークを介して送信する送信手段とを備えた画像送信装置であって、送信すべき複数ページの原稿を前記読み取り手段が読み取った複数ページ分の原稿の画像データを1ページ分または複数ページ分の画像データでそれぞれ構成される複数のファイルに分割し、これらの複数のファイルを1回の送信操作でネットワークを介して前記送信手段が送信すべくなしてあることを特徴とする。

このような本発明の画像送信装置では、送信すべき複数ページの原稿が読み取り手段により読み取られ、この複数ページ分の原稿の画像データが1ページ分または複数ページ分の原稿の画像データで構成される複数のファイルに分割され、これらの複数のファイルが1回の送信操作でネットワークを介して送信手段により送信される。

本発明の画像送信装置は、上記発明において、前記読み取り手段が1ファイルとして送信されるべき一連の原稿の画像データを読み取った時点で、別ファイルとして送信すべき原稿の有無の指示を受け付ける指示受け付け手段と、前記指示受け付け手段が別ファイルとして送信すべき原稿が有ることを受け付けた場合は、前記読み取り手段により再度原稿を読み取り、この原稿の画像データを先に読み取った原稿の画像データとは別のファイルとしてファイル化するファイル化手段とを備え、前記指示受け付け手段が別ファイルとして送信すべき原稿が無いことを受け付けた場合は前記ファイル化手段がそれまでにファイル化した各ファイルを前記送信手段が送信すべくなしてあることを特徴とする。

【手続補正5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0013

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0013】

このような本発明の画像送信装置では、指示受け付け手段が別ファイルとして送信すべき原稿が有ることを受け付けた場合は、読み取り手段により再度原稿が読み取られ、この読み取られた原稿の画像データが先に読み取られた原稿の画像データとは別のファイルとしてファイル化手段によりファイル化され、また指示受け付け手段が別ファイルとして送信すべき原稿が無いことを受け付けた場合はファイル化手段がそれまでにファイル化した各ファイルが送信手段により送信される。

【手続補正6】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0014

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0014】

本発明の画像送信装置は、前記発明において、1ファイルにファイル化されるべき原稿の設定枚数を受け付ける設定枚数受け付け手段を備え、前記読み取り手段が前記設定枚数受け付け手段が受け付けた設定枚数の原稿の画像データを読み取る都度、それらの原稿の画像データを前記ファイル化手段がそれぞれ1ファイルとしてファイル化するようにしてあることを特徴とする。

【手続補正7】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0015

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0015】

このような本発明の画像送信装置では、1ファイルにファイル化されるべき原稿の設定枚数が設定枚数受け付け手段により受け付けられ、受け付けられた設定枚数の原稿が読み取り手段により読み取られる都度、それらの原稿の画像データがファイル化手段によりそれぞれ1ファイルとしてファイル化される。

【手続補正8】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0016

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0016】

本発明の画像送信装置は、前記発明において、1ファイルにファイル化されるべき原稿の設定枚数を複数受け付ける設定枚数受け付け手段を備え、前記設定枚数受け付け手段が受け付けた複数の設定枚数の順にそれぞれに設定された枚数の原稿の画像データごとに前記ファイル化手段がそれぞれ1ファイルとしてファイル化するようにしてあることを特徴とする。

【手続補正9】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0017

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0017】

このような本発明の画像送信装置では、1ファイルにファイル化されるべき原稿の設定枚数が設定枚数受け付け手段により複数受け付けられ、受け付けられた複数の設定枚数の順にそれぞれに設定された枚数の原稿の画像データごとにファイル化手段によりそれぞれ1ファイルとしてファイル化される。

【手続補正10】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0018

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0018】

本発明の画像送信装置は、上記発明において、送信すべき原稿を前記読み取り手段へ送給する自動原稿送り装置と、1ファイルにファイル化する画像データの原稿の枚数が前記設定枚数受け付け手段により受け付けられた設定枚数よりも少ない場合に、不足している枚数の原稿のセットを要求する報知を行なう報知手段とを備えたことを特徴とする。

【手続補正11】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0019

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0019】

このような本発明の画像送信装置では、1ファイルにファイル化する画像データの原稿の枚数が設定枚数受け付け手段により受け付けられた設定枚数よりも少ない場合に、不足している枚数の原稿をセットする要求の報知が報知手段により行われる。

【手続補正12】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0020

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0020】

本発明の画像送信装置は、前記発明において、送信すべき原稿を前記読み取り手段へ送給する自動原稿送り装置を備え、前記ファイル化手段は、1ファイルにファイル化する画像データの原稿の枚数が前記設定枚数受け付け手段により受け付けられた設定枚数よりも少ない場合に、設定枚数よりも少ない原稿の枚数で1ファイルにファイル化するようにしてあることを特徴とする。

【手続補正13】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0021

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0021】

このような本発明の画像送信装置では、1ファイルにファイル化する画像データの原稿の枚数が設定枚数受け付け手段により受け付けられた設定枚数よりも少ない場合に、設定枚数よりも少ない原稿の枚数がファイル化手段により1ファイルにファイル化される。

【手続補正14】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0022

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0022】

本発明の画像送信装置は、前記発明において、送信すべき原稿を前記読み取り手段へ送給する自動原稿送り装置を備え、前記ファイル化手段は、1ファイルにファイル化する画像データの原稿の枚数が前記設定枚数受け付け手段により受け付けられた設定枚数よりも少ない場合に、設定枚数よりも少ない枚数の原稿を廃棄するようにしてあることを特徴とする。

【手続補正15】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0023

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0023】

このような本発明の画像送信装置では、1ファイルにファイル化する画像データの原稿の枚数が設定枚数受け付け手段により受け付けられた設定枚数よりも少ない場合に、設定枚数よりも少ない枚数の原稿がファイル化手段により廃棄される。

【手続補正16】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0024

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0024】

本発明の画像送信装置は、前記発明において、送信すべき原稿を前記読み取り手段へ送給する自動原稿送り装置と、前記読み取り手段へ送給される複数の原稿中に別個のファイルにファイル化したい原稿間に挿入されるセパレータが存在するか否かを検出するセパレータ検出手段とを備え、前記ファイル化手段は、前記セパレータ検出手段がセパレータを検出した場合に、その前後の原稿の画像データを別個のファイルにファイル化するようにしてあることを特徴とする。

【手続補正17】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0025

【補正方法】変更

【補正の内容】**【0025】**

このような本発明の画像送信装置では、セパレータ検出手段がセパレータを検出した場合に、その前後の原稿の画像データがファイル化手段により別個のファイルにファイル化される。

【手続補正18】**【補正対象書類名】明細書****【補正対象項目名】0086****【補正方法】変更****【補正の内容】****【0086】****【発明の効果】**

以上に詳述したように、本発明の画像送信装置によれば、一回の送信操作で、原稿送給手段に複数回にわたってセットされた原稿の束の全てのページの画像データを電子メールに添付して同一の相手へ送信することができるため、送信すべき原稿の束を複数回に分割して読み取らせた場合にも複数回の送信を行なう必要がなく、操作が簡単になると共に送信に要する操作時間も短縮されるため、作業効率が上がる。また、送信側のみならず受信側でのファイル管理も容易になる。

更に、送信すべき原稿の画像データを分割して送信する場合には、1ページ又は複数ページ分の画像データでそれぞれ構成される複数のファイルに分割するので、本来の原稿の各ページが分断されることなく相手側で受信可能になる。

【手続補正19】**【補正対象書類名】明細書****【補正対象項目名】0087****【補正方法】変更****【補正の内容】****【0087】**

また、本発明の画像送信装置によれば、一回の読み取り操作で、文書の原稿の画像データと画像の原稿の画像データとを別個のファイルにファイル化したり、複数の文書を別ファイル化した場合にも、それらの複数のファイルを一括して電子メールに添付して送信することができるため、複数回の送信を行なわなくて済み、操作が簡単になり送信に要する操作時間も短縮されるため、作業効率が上がる。また、送信側のみならず受信側でのファイル管理も容易になる。

また本発明の画像送信装置によれば、読み取った原稿の画像データを容易に別個の複数のファイルにファイル化することができる。

【手続補正20】**【補正対象書類名】明細書****【補正対象項目名】0089****【補正方法】変更****【補正の内容】****【0089】**

また本発明の画像送信装置によれば、セパレータが検出される都度、それまでに読み取った原稿の画像データが1ファイルにファイル化されるので、そのようにしてファイル化された複数ファイルを電子メールに添付して1回で送信することができる。また、セパレータとして使用したい原稿を予め読み取らせておき、送信すべき原稿の読み取り時にパターンマッチングで検出させることにより、読み取った原稿の画像データを容易に別個の複数のファイルにファイル化することができる。

【手続補正21】**【補正対象書類名】明細書****【補正対象項目名】0090**

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0090】

また本発明の画像送信装置によれば、読み取った原稿の画像データを容易に別個の複数のファイルにファイル化することができる。

【手続補正22】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0091

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0091】

また本発明の画像送信装置によれば、セパレータに記載されている文字情報を、送信すべき原稿の読み取り時に文字認識させることにより、セパレータの前後の原稿の画像データを別個のファイルにファイル化することができる。